

平成 2 5 年

議会運営委員会記録

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

開会日時 平成25年2月21日(木曜日)
午前 9時30分 開会 午前11時03分 閉会

開催場所 第2委員会室

出席委員

委員長	吉田 けさみ	議員	副委員長	齊藤 秀雄	議員
委員	村田 富士子	議員	委員	猪原 陽輔	議員
議長	菅原 満	議員	副議長	齊藤 克己	議員
委員外議員	並木 修二	議員	委員外議員	金井 伸夫	議員

欠席委員 なし

出席説明員

市長	松本 武洋	副市長	大野 健司
企画部長	石田 清	総務部長	山崎 悟

事務局職員

議会事務局長	松橋 香二	議会事務局次長	本間 修
議事課長補佐	平川 京子	主 事	山田 航平

本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成25年和光市議会3月定例会の会期予定等について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて
専決処分事項の指定についての一部改正について
- 特定事件4 特別委員会の設置及び変更に関することについて
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて

午前 9時30分 開会

吉田けさみ委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と2名の委員外議員に出席を求めています。このことを御報告いたします。

本日の案件は、特定事件1、次の会期予定として、平成25年和光市議会3月定例会の会期日程について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することとして、専決処分事項の指定についての一部改正について、特定事件4、特別委員会の設置及び変更に関することについて、特定事件8、その他議会運営に関することについてです。

初めに、市長よりあいさつを求められています。

市長。

松本市長 おはようございます。

本日は、平成25年3月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

今定例会につきましては、2月24日に開会すべく15日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般提出させていただく案件は、諮問1件のほか、人事案件、条例の制定や一部改正、市道路線の廃止や認定、補正予算、新年度予算など合計31議案の審議をお願いするものでございます。

なお、会期中となりますが、3月1日金曜日の午前8時30分から、ハローワークの開所式を予定しておりますので、当日の開会時間につきまして特段の御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明を申し上げます。以後、着座で進めますので、よろしくお願いいたします。

〔市長退席〕

吉田けさみ委員長 提出議案について、提出議案は諮問1件、議案31件です。

提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

総務部長。

山崎総務部長 おはようございます。

それでは、平成25年和光市議会3月定例会に提案します議案等について御説明をさせていただきます。

まず初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員、中西輝明氏が平成25年6月30日をもって任期満了となることから、新たに戸部恵一氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、議案第3号及び議案第4号、和光市公平委員会委員の選任について、一括して御説明いたします。

和光市公平委員会委員、山崎宏征氏、二階堂享子氏及び田中敏雄氏の任期が、平成25年3月10日をもって満了となることから、引き続き山崎宏征氏、二階堂享子氏及び田中敏雄氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第5号、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について説明いたします。

埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第6号、埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について説明いたします。

平成25年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること、並びに埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第7号、和光市防災会議条例及び和光市災害対策本部条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

災害対策基本法の一部改正に伴い、同法に基づき設置しています和光市防災会議及び和光市災害対策本部に関する規定について必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第8号、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の額、支給方法等に関する規定について、一般職の職員の給与に関する規定に合わせて整備し、あわせて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法及び職員給料表を見直し、また臨時職員に支給する賃金及び通勤費の額、支給方法等について規定を整備し、あわせて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号、和光市健康づくり基本条例を定めることについて説明いたします。

健康づくりに関する基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、この条例を制定するものでございます。条例の構成につきましては、前文、本文、附則及び第1章から第4章で構成されております。

次に、議案第11号、和光市子ども医療費助成に関する条例及び和光市ひとり親家庭等の医療

費の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

現行制度の子ども医療費助成の通院に係る対象者は、12歳に達する年度末までとなっており、中学生においては助成対象外であることから、市民要望を考慮し、子ども医療費助成の対象年齢を15歳に達する年度末までに拡大することにより、制度のさらなる充実を図るものでございます。

また、その改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成の市単独事業分についても、子ども医療費と同様に対象年齢を15歳に達する年度末までに改正するものでございます。

次に、議案第12号、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定めること及び議案第13号、和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて、一括して説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、これまで厚生労働省令により定められていた指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備、運営に関する基準の一部について条例で定めることとされたため、この案を提出するものであります。この条例の規定については、原則として厚生労働省令の基準どおりとしておりますが、和光市における介護保険事業の運営方針及び現在の制度運用状況等を踏まえ、一部和光市独自の基準を設けております。

次に、議案第14号、障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて説明いたします。

地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害者自立支援法の一部改正により、この案を提出するものでございます。

今回の改正は、法律の名称が障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改まることなどから、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例、和光市総合福祉会館設置及び管理条例及び和光市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の文言の整理等を行うものでございます。

次に、議案第15号、和光市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて、議案第16号、和光市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を定めることについて、一括して説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、これまで国で一律に定めていた都市公園の設置基準、公園施設の設置基準、特定公園施設の設置基準について、条例で定める必要があるため、この案を提出するものであります。

なお、それぞれの設置基準については、これまでの国の基準と同等の内容となっております。次に、議案第17号及び議案第18号、市道路線の廃止について一括して説明いたします。

和光市白子三丁目中央土地区画整理事業及び和光北インター地域土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、区画整理区域内を通る市道を道路法第10条第3項に基づき廃止するものであります。

次に、議案第19号及び議案第20号、市道路線の認定についても一括して説明いたします。

和光市白子三丁目中央土地区画整理事業及び和光北インター地域土地区画整理事業の仮換地の指定に伴い廃止する路線のうち、区画整理区域外の現在公道として使用している部分を道路法第8条第2項に基づき、再度市道として認定するものでございます。

次に、議案第21号、市道路線の認定について説明いたします。

市道630号線は、都市計画法第29条の開発行為に伴い、同法第40条第2項の規定に基づき、市に帰属されたので、この道路を道路法第8条第2項の規定に基づき、市道として認定するものでございます。

次に、議案第22号、平成24年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ4,900万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ225億6,242万3,000円とするものでございます。

初めに、主な歳出について説明いたします。

総務費では、市庁舎外壁改修工事を平成25年度に実施しないことから、設計単価補正等業務委託料の不用額を減額しております。

民生費では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に対する補助金を増額し、和光市介護老人保健福祉施設の厨房工事の契約差金を減額し、児童扶養手当、児童手当については、受給者数が当初見込みよりも少なく、また、所得制限以上の受給者が多かったため減額し、家庭保育室の利用者が当初見込みよりも少なかったため委託料を減額し、当初7月に予定していた新設保育園の開園が10月となったことに伴い、委託料及び補助金を減額し、児童センタープールが漏水により使用できなくなったことに伴い、管理業務委託料を減額し、生活保護受給者が当初の見込みより少なかったことと、医療費の請求額も減少したことにより、医療扶助を減額しております。

衛生費では、小児救急医療寄附講座支援事業の平成24年度分総額の減少に伴い、市負担金が減額となったため負担金を減額し、胃がん、大腸がんに係る個別検診の受給者、日本脳炎の予防接種者数が当初の見込みよりも多かったため、医療業務委託料を増額し、清掃センターの焼却・粗大施設修繕整備の定期修繕見積査定及び施行監理業務委託料の契約差金を減額し、燃やすごみの収集運搬量が当初見込みよりも多かったため、業務委託料を増額しております。

土木費では、国の緊急経済対策に伴う事業として、橋梁点検・長寿命化修繕計画業務委託料を計上し、白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援の埋蔵文化財調査事業費を追加し、東京

地下鉄と協定書の見直しによる大和橋の工事規模縮小に伴い、業務委託料を減額しております。

消防費では、消火栓新設に伴う設置費用を当該年度で支払うよう変更し、また、消火栓の修繕が多かったため負担金を増額し、国の緊急経済対策に伴う事業として、全国瞬時警報システム自動起動装置設置工事費を計上しております。

教育費では、外国語指導助手の派遣期間の短縮や、教育相談員の通勤費が当初見込みより少なかったことにより、業務委託料及び非常勤特別職通勤費を減額し、国の緊急経済対策に伴う事業として、第五小学校トイレ改修工事及び監理業務委託、白子小学校普通教室棟アスベスト撤去工事及び監理業務委託の事業費を計上しております。

公債費では、市債の借入額及び利率が確定したことに伴い、市債利子償還金を減額しております。

諸支出金では、財政調整基金及び特定目的基金の運用利子が確定したため、積立金を増額しております。

次に、主な歳入について説明します。

使用料及び手数料では、児童センター大プールの漏水によりプールが使用できなくなったため、プール使用料を減額しております。

国庫支出金では、国庫負担金で、児童手当法の一部改正により制度変更となったため、改正前の各負担金、交付金を減額するとともに、子ども手当交付金及び児童手当交付金を増額し、生活保護の実績に基づき生活保護費負担金を減額し、国庫補助金では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業補助金の交付決定に伴い、地域介護、福祉空間整備等交付金を増額し、国の緊急経済対策に対応した事業費の計上に伴い、各交付金及び補助金を計上しております。

県支出金の県負担金では、国庫負担金と同様に、児童手当法の一部改正により各負担金、交付金を減額するとともに、改正後の負担分を増額し、生活保護費負担金を減額し、県の要綱改正により、負担金から補助金に科目変更した埼玉県子育て支援・市町村電算システム改修経費補助金を計上しております。

財産収入では、財政調整基金及び特定目的基金の基金運用利子額が確定したため、それぞれ増額、または減額しております。

寄附金では、寄附を受けたことに伴い、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額しております。

繰入金では、学校教育施設整備基金及び都市基盤整備基金からの繰入金を増額しております。

諸収入では、児童センター大プールの漏水によりプールが使用できなくなったため、水泳教室が中止となったことに伴い、参加者徴収金を減額しております。

市債では、県知事との協議において同意を得た額に基づき、中央第二谷中及び白子三丁目中央の土地区画整理組合活動支援事業債並びに第二中学校及び第三中学校の体育館耐震補強事業債を減額し、緊急経済対策による国の補正予算に係る第五小学校トイレ改修事業債・補正予算債、白子小学校普通教室棟アスベスト撤去事業債・補正予算債を計上しております。

また、今年度中に事業が終了を見込めない事業として、諏訪越四ツ木線跨線橋上部工事に伴う電車線支障処理業務委託事業、諏訪越四ツ木線跨線橋橋面工事業の2事業と、緊急経済対策による国の補正予算に対応する5事業の計7事業について、繰越明許費とするものでございます。

次に、議案第23号、平成24年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,203万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億1,555万9,000円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金では、現年度分療養給付費負担金、後期高齢者医療費支援金負担金を減額し、県支出金では、財政調整交付金を増額し、財産収入では、国民健康保険保険給付費等支払基金預金利子を増額し、繰入金では、一般会計からの法定繰入分の保険基盤安定繰入金を増額し、財政安定化支援事業繰入金を減額するものでございます。

歳出については、保険給付費では、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費を減額し、保健事業費では、特定健康診査・特定保健指導委託料を減額し、基金積立金では、国民健康保険保険給付費等支払基金に係る預金利子を増額し、諸支出金では、国庫支出金返還金を増額するものでございます。

続きまして、議案第24号、平成24年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明します。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ754万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,594万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきましては、県支出金の財政安定化基金事業交付金が当初の見込みを上回って確定したことにより873万9,000円を増額し、財産収入の利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金に係る預金利子が確定したことにより2,000円を増額しております。

また、一般会計からの繰入金のうち、事務費繰入金につきましては、歳出の総務費における事業に不用額が生じるため、120万1,000円を減額いたします。さらに諸収入の雑入につきましては、見込んでいた収入が見込まれないことから223万2,000円を減額する一方、これを補うため同額を介護給付費準備基金繰入金として増額しております。

次に、歳出につきましては、総務費の介護保険システム改修事業費及び介護認定審査業務の委託料及び賃借料に不用額が生じることとなったため、合計120万1,000円を減額しております。

また、歳入で増額となった財政安定化基金事業交付金を、介護給付費準備基金に積み立てるため、基金積立金として874万1,000円を増額するものであります。

続きまして、議案第25号、平成24年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、新河岸川の第3排水区雨水管整備工事における繰越明許費とするものであります。管渠布設予定地の事前試掘調査により複数の埋設物が判明し、管渠の

布設が困難なことから、一部民有地を借り上げての布設に時間を要することから、平成25年度に繰り越すものでございます。

次に、議案第26号、平成25年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

平成25年度の予算編成に当たっては、和光市行政経営方針に基づき、重点的に取り組む事業とした駅北口土地区画整理事業、小学校建設事業、保育園待機児童の解消、健康づくり条例に基づく市民の健康増進、地域防災計画の見直し等による防災体制の強化、ファシリティマネジメントによる公共施設の適切な維持管理と利活用など、優先度の高い施策を積極的に推進すべく調整をいたしました。また、平成25年度から施行となる和光市健全な財政運営に関する条例の趣旨を念頭に置いた予算編成にも努めてまいりました。

平成25年度においては、駅北口土地区画整理事業の工事が開始されることや、和光北インター地域土地区画整理組合の事業新着に伴い、組合への支援費用が増加する一方で、国の緊急経済対策の活用が図れる事業は、平成24年度補正予算に前倒して計上したことなどから、対前年度比較では0.1%増の214億6,000万円を計上いたしました。

それでは、初めに予算の内容について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条では、平成25年度埼玉県和光市一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ214億6,000万円と定め、対前年度比較では2,600万円、率にして0.1%増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分と金額は、2ページからの第1表、歳入歳出予算にお示しております。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定めており、6ページからの第2表、債務負担行為に示している埼玉県信用保証協会損失補償など、合計9件を設定しております。

次に、第3条、地方債につきましては、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めており、8ページの第3表、地方債に表示している白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援事業などに係る建設事業債6件と、臨時財政対策債で、限度額の合計は13億5,120万円となっております。

次に、第4条の一時借入金につきましては、最高限度額を10億円と定め、第5条の歳出予算の流用につきましては、人件費に係る同一款内での各項の相互の流用について定めたものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書の主な内容について御説明いたします。

まず初めに、主な歳入予算について説明いたします。

20ページの款1市税につきましては、対前年度比較では市税全体で2億3,703万4,000円、率にして1.8%増となる134億6,164万1,000円を計上いたしました。

市税のうち市民税では、個人市民税は景気低迷の影響が依然として残ることが見込まれる一方、法人市民税は、企業収益に一部改善の兆しが見られ、増収が見込まれることから、対前年

度比較では5,101万7,000円、率にして0.8%増となる64億1,643万円を計上いたしました。

固定資産税では、家屋の新築や増改築による増加が見込まれることから、対前年度比較では5,974万1,000円、率にして1.1%増となる56億3,335万7,000円を計上いたしました。

その他の税では、市たばこ税は、平成25年度から県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されることから、対前年度比較では1億1,700万円、率にして25.9%の増となる5億6,900万円を計上いたしました。

次に、22ページにまいりまして、款2地方譲与税から款12交通安全対策特別交付金までにつきましては、国の地方財政計画等を参考に、交付実績額等を踏まえた金額を計上いたしました。なお、款11地方交付税につきましては、普通地方交付税と特別地方交付税と合わせて対前年度比較1億円、率にして40%減となる1億5,000万円を計上いたしました。

次に、32ページの款15国庫支出金につきましては、小中学校の耐震補強事業の終了などにより、対前年度比較では6,697万7,000円、率にして2.5%減となる25億9,892万9,000円を計上しました。

次に、36ページの款16県支出金につきましては、制度改正により児童手当負担額が増額となる一方、妊婦健康診査支援基金事業補助金及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金の廃止、また、民間保育園の計画がないことによる、保育所緊急整備事業補助金の減などにより、対前年度比較で3,406万6,000円、率にして3.2%減となる10億1,763万6,000円を計上しました。

次に、42ページ、款17財産収入につきましては、和光市学校給食協会が一般財団法人へ移行することにより、財産を市へ返納するため、対前年度比較では1,077万9,000円、率にして99.8%増となる2,158万円を計上しました。

次に、44ページ、款19繰入金につきましては、財政調整基金からの9,983万6,000円を含め、4億2,008万3,000円を繰り入れることとし、対前年度比較では1億3,515万1,000円、率にして23.4%の減となりました。

次に、50ページの款22市債につきましては、建設事業債として4つの組合施行の土地区画整理事業に係る市債を初め、越後山地区公園整備事業及び防災無線デジタル化変換事業に係る市債として、合計で8億120万円を計上するほか、普通地方交付税の代替として、通常支出に係る財源の不足に対処する臨時財政対策債5億5,000万円を計上し、市債合計では、対前年度比較で7,430万円、率にして5.8%増となる13億5,120万円を計上いたしました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出予算の主な内容について説明します。

54ページの款1議会費につきましては、議会運営費及び会議録作成に係る費用など、対前年度比較では585万円、率にして2.8%増となる2億1,456万5,000円を計上しました。

次に、60ページの款2総務費につきましては、項1の総務管理費では、庁舎の維持管理、住民情報電算システム関係経費、和光市民文化センターの管理運営費用などを計上し、100ペー

ジからの項2 徴税費では、賦課・徴収事務執行に係る経費、地方税電子申告システムに係る経費などを計上し、106ページからの項3 戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳業務、戸籍業務に係る経費などを計上し、108ページからの項4 の選挙費では、和光市長選挙費、参議院議員通常選挙費などを計上し、116ページからの項5 統計調査費では、各種指定統計等に係る経費などを計上し、118ページからの項6 監査委員費では、監査実施などに係る経費を計上し、122ページからの項7 生活環境費では、環境保全、公害及び緑化に係る経費などを計上し、130ページからの項8 の自治振興費では、コミュニティセンター、地域センターの運営経費などを計上し、対前年度比では1,109万9,000円、率にして0.4%減となる26億7,447万8,000円を計上いたしました。

次に、138ページからの款3 民生費につきましては、項1 の社会福祉費では、障害者・高齢者の医療及び生活各種支援に係る経費、総合福祉会館管理運営に係る経費、各種各保険医療特別会計への繰出金などを計上し、160ページからの項2 児童福祉費では、乳幼児・子ども医療費の助成、児童手当の支給、保育園・児童センターに係る運営経費などを計上し、182ページからの項3 生活保護費では、生活保護受給に係る経費を計上し、184ページからの項4 の国民年金事務取扱費では、国民年金事務取扱経費を計上し、186ページの項5 災害救助費では、災害見舞金を計上し、対前年度比較では7,146万7,000円、率にして0.8%減となる89億1,287万7,000円を計上いたしました。

次に、188ページからの款4 衛生費につきましては、項1 の保健衛生費では、母子及び成・老人に係る検診事業のほか、ヘルシーサポート事業や各種予防接種費用などを計上し、196ページからの項2 清掃費では、清掃センター管理運営費用、廃棄物処理に係る費用、焼却施設運転管理費用などを計上し、対前年度比較では3,812万8,000円、率にして2.9%増となる13億5,165万1,000円を計上しました。

次に、206ページからの款5 労働費につきましては、勤労福祉センター管理運営費や、勤労青少年ホーム管理運営費などを計上し、対前年度比較では261万1,000円、率にして4.2%増となる6,418万4,000円を計上いたしました。

次に、212ページからの款6 農林水産業費につきましては、農業委員会運営経費、都市農業支援経費など、対前年度比較では51万1,000円、率にして1.2%増の4,429万2,000円を計上しました。

次に、218ページからの款7 商工費につきましては、インキュベーション事業、イメージキャラクターPR推進及び消費生活相談に係る経費など、対前年度比較で309万4,000円、率にして4.6%増となる7,071万8,000円を計上しました。

次に、224ページからの款8 土木費につきましては、項1 の道路橋りょう費では、市道の改良、維持・補修のほか、市内循環バスの運行や駅南口自転車駐車場維持管理などに係る経費に加え、通学路緊急安全対策の経費を計上し、236ページからの項2 河川費では、水路浚渫工事などを計上し、項3 都市計画費では、公園維持管理業務や各土地区画整理事業推進に係る経費

などのほか、アーバンアクア公園を段階的に整備する費用を計上し、対前年度比較では2億8,745万3,000円、率にして9.8%増となる32億1,323万2,000円を計上いたしました。

次に、252ページからの款9消防費につきましては、朝霞地区一部事務組合負担金、消防団業務及び消防施設維持管理業務に係る経費など、対前年度比較では4,078万3,000円、率にして4.6%増となる9億2,191万7,000円を計上しました。

次に、260ページからの款10教育費につきましては、項1の教育総務費では、英語教育や教育支援センター運営に係る経費などに加え、和光市学校給食協会が一般財団法人へ移行することに伴い、新規に出資金を計上し、270ページからの項2小学校費では、小学校管理運営経費や、小学校建設設計業務委託料、コンピューター教育推進に係る経費などを計上し、次に、278ページからの項3中学校費では、中学校管理運営経費や、中学校施設整備に係る経費、コンピューター教育推進に係る経費などを計上し、286ページからの項4幼稚園費では、保護者に対する就園奨励費及び保育料補助金などを計上し、項5社会教育費では、公民館、図書館及び保育クラブの運営経費などを計上し、316ページからの項6保健体育費では、和光市総合体育館管理運営経費や、各体育館施設の管理運営費、学校給食業務に係る経費などを計上し、対前年度比較では2億2,863万9,000円、率にして9.0%減となる23億681万5,000円を計上いたしました。

次に、326ページ、款11公債費につきましては、元利合わせた償還金合計額は、対前年度比較では4,163万円、率にして2.4%減となる16億5,929万円を計上しました。

次に、328ページの款12諸支出金につきましては、財政調整基金、公共用地取得事業基金、市債管理基金、公共施設整備基金及びまちづくり基金の運用利子を計上し、対前年度比較で40万5,000円、率にして70.3%増となる98万1,000円を計上いたしました。

終わりに、330ページの款13予備費につきましては、前年同額2,500万円を計上いたしました。

以上、一般会計予算の歳入歳出の主な内容について御説明申し上げます。

続きまして、議案第27号、平成25年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

平成25年度予算につきましては、年間の平均加入世帯を1万1,470世帯、加入者を1万8,900人と見込み予算を編成したもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ69億4,256万2,000円、対前年度比で3.9%増となるものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税17億8,745万5,000円、国庫支出金13億3,733万2,000円、療養給付費等交付金2億8,267万7,000円、前期高齢者交付金13億3,851万6,000円、県支出金2億8,936万5,000円、共同事業交付金9億6,090万8,000円のほか、一般会計からの法定繰入金とその他繰入金を合わせて、6億4,797万2,000円、保険給付費等支払基金の取り崩し2億7,107万6,000円などを計上しております。

歳出の主なものにつきましては、医療給付に関する費用として保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金、共同事業拠出金などで67億8,328万6,000円を計上し、

歳出総額の97.7%を占めております。

総務費では、国保関連業務の財政を明確にするため、国民健康保険事務共同電算処理業務、コンビニ収納業務の委託費を一般会計から移行することとし、保健事業費では、第2期特定健康診査等実施計画が開始される特定健診・特定保健指導など、被保険者の疾病予防に必要な事業経費等7,470万8,000円を計上しております。

次に、議案第28号、平成25年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明します。

平成25年度予算につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計した諸係数及び本市における75歳以上の被保険者数等により予算を編成し、歳入歳出の総額はそれぞれ5億8,789万9,000円、対前年度比で6.1%の増となるものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料5億2,381万4,000円、保険基盤安定繰入金6,267万円のほか、保険料還付金等を計上しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として後期高齢者医療保険料負担金5億8,656万5,000円を計上し、また、保険料の還付金等を計上しております。

次に、議案第29号、平成25年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明します。

第5期介護保険事業計画と策定した長寿あんしんプランの2年目となる平成25年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億1,435万5,000円、対前年度比で9.0%の増となるものであります。

主な歳入につきましては、介護保険料が被保険者数の増加率を反映して、6億7,794万8,000円を計上しております。

また、歳出の見込みと連動する形で推計される国・県等の補助金及び交付金は、17億4,594万8,000円を計上したほか、保険給付費、各種事業費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金から繰入金を5億9,028万5,000円を計上しております。

主な歳出につきましては、施設サービス費、居宅サービス費及び地域密着型サービス費の必要量と供給量の推計に基づき計上する保険給付費は、26億4,340万9,000円、和光市の独自施策である市町村特別給付費については、5,894万5,000円を計上しております。

また、介護予防と地域性を重視した施策を推進し、地域包括ケアを念頭に置いた在宅介護の限界点を高めるため、地域支援事業費として1億2,321万7,000円を計上しております。

次に、議案第30号、平成25年度埼玉県和光市下水道事業特別会計予算について説明いたします。

平成25年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,161万8,000円、対前年度比で3.3%の増となるものでございます。

主な歳入につきましては、下水道使用料及び占用料・手数料収入が6億753万6,000円、一般会計繰入金が4億3,683万9,000円、繰越金が3,000万円、諸収入が24万3,000円、下水道事業債が1億6,700万円となっております。

歳出につきましては、職員人件費や下水道管理業務となる一般管理費として、4億3,438万4,000円、汚水・雨水の維持管理費として8,350万9,000円、汚水・雨水の工事費として1億9,925万3,000円、公債費として5億1,697万2,000円、予備費750万円を計上しております。

次に、議案第31号、平成25年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

事業認可及び事業計画の決定後、測量、設計等の基礎的な業務が完了し、本格的に動き出すことから、当該事業の範囲、規模及び財源の明確化を図り、並びに行財政運営の透明化を確保するため、平成25年度から特別会計として独立させることといたしました。

平成25年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,261万円としております。

歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金、歳出につきましては、区画整理総務費、区画整理事業費及び予備費を計上しております。

次に、議案第32号、平成25年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

予算第2条、水道事業運営の基本目標であります業務の予定量につきましては、給水戸数を3万9,110戸と見込み、年間総給水量を928万5,000^m³、1日平均給水量を2万5,438^m³、主要な建設改良事業として南浄水場配水池改修事業に1億8,900万円を計上しております。

また、県水の受水量は664万3,600^m³で、県水の受給率は71.6%を見込んでおります。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出につきましては、事業収益は12億6,827万7,000円で、前年度比較で2,356万4,000円の減収となっております。

収入の主なものは、水道料金収入10億8,114万9,000円で、収入総額の85.2%を占めております。

その他として、受託工事収益、配水管工事負担金、加入金、受託料及び預金利息等を計上しております。

支出につきましては、事業費12億3,820万円で、前年度比較で1,103万9,000円の増額となっております。

支出の主なものは、県水受水費が4億3,096万4,000円で、支出総額の34.8%、職員給与費では9,776万8,000円、7.9%を占めております。

その他として、水道施設の修繕費、動力費、減価償却費、資産減耗費及び企業債利息等がございます。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入は負担金で4,740万3,000円でございます。支出については、5億4,178万2,000円で、この主なものは、南浄水場配水池の改修事業、配水管新設、布設替事業及び企業債償還金等でございます。また、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額4億9,437万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填を行うものでございます。

吉田けさみ委員長 提出議案の説明は終了いたしました。

企画部長。

石田企画部長 平成25年度埼玉県和光市一般会計予算の説明書の44ページ、45ページに一部間違いがありましたので、この場をおかりして訂正させていただきたいと思います。

内容は、繰入金の財政調整基金繰入金の額と、公共施設整備基金繰入金の額、これが違ってありまして、財政調整基金繰入金の額が、ここには1億236万7,000円となっていますが、今総務部長が説明したとおり、9,983万6,000円でございます。それから、公共施設整備基金繰入金、これが1億1,433万6,000円となっているところが、1億1,686万7,000円で、繰入金の総額は変更ございません。この2カ所が間違っていましたので、また改めて修正させていただきたいと思います。

吉田けさみ委員長 45ページになりますけれども、44、45ページです。

繰入金の財政調整基金繰入金1億236万7,000円となっているものが、正しくは9,983万6,000円。公共施設整備基金繰入金、これが1億1,433万6,000円とあるものが、1億1,686万7,000円となりますということで、改めて訂正するというところでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

これで提出議案の説明は終了いたします。

休憩します。(午前10時23分 休憩)

再開します。(午前10時27分 再開)

〔市長を除く出席説明員退席〕

次に、議案の先議についてです。

初めに、諮問第1号、議案第2号から議案第4号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略して、第2日に起立採決により採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、議案第5号、第6号は、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、第2日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、一般質問について、通告者は15人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、会期について、会期は24日間とし、今議会は、平成25年度当初予算の審査等がありますので総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日、一般質問を4日としたいと思います。

なお、2月26日火曜日、27日水曜日及び28日木曜日を調査休会とし、3月14日木曜日及び15日金曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、3月1日金曜日は、執行部から要望がありましたが、和光市ふるさとハローワークの開所式が8時30分から庁内で行われるため、9時30分から開議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、2月27日水曜日の11時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、施政方針に対する代表質問について、1月31日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は、順位1番、新しい風、待鳥美光議員、順位2番、緑風会、田上安男議員、順位3番、日本共産党、熊谷二郎議員、順位4番、公明党、斉藤克己議員。以上です。

なお、一人会派の方は一般質問の中で、御質問ください。御了承願います。

次に、意見書案の取り扱いについてです。

公明党から2件、日本共産党から1件、新しい風から1件、意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、3月1日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長。

菅原満議長 本来、私から提案するのは異例でありますけれども、意見書案の取り扱いについてのところですので、御協議いただきたいのですが、北朝鮮による核実験、3回目の核実験が行われたということで、過去にも本市議会として決議を行っております。どちらの会派からも御提示なかったところで、今回、和光市議会としても決議をしたほうがよろしいのではないかと思いますので、この点について御協議いただきたいということです。文案については、この場には御提示できませんので、もしよろしければ、私どもに御一任いただいて、文案を議会運営委員会でお示しして、それで御協議いただいて、まとまりましたら決議にさせていただくという提案を御協議いただきたいということがございます。

それから、もう1点、こちらのほうは、なお調査をしないではいけないんですけれども、レスリングがオリンピックの種目から外される見通しになってきているということで、昨年のロンドンオリンピックで、和光市在住者含めてレスリングのメダリストを出したということで、相当子供たちにも夢を与えたということで、こちらのほうは、調査しなければなりません、決議というわけにいかない、この点については意見書という形になるかと思えます。相手

先等もありますので、この点については調査をして御報告申し上げて、意見書としてまとまるならば、意見書として御協議をいただきたいということで、この2点を恐縮ですけれども、急遽、協議いただければと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

吉田けさみ委員長 ただいま、議長から、北朝鮮の核実験に抗議する決議、それから、オリンピック競技からレスリングが除外されるということが報道されていますけれども、これについて意見書を提出したらどうだろうか、これはあくまでも調査の必要がありますという前提がありますけれども、この件について、ここで協議していきたいと思うんですけれども、皆さんから御意見を伺いたいと思います。

新しい風、猪原委員からお願いいたします。

猪原陽輔委員 議長の提案にどちらとも異議はございません。

吉田けさみ委員長 緑風会、齊藤委員。

齊藤秀雄委員 北朝鮮に対する件は賛成です。あと、レスリングに関しては、迷っています。どういうことかということ、判断基準を和光市で、そのようにきっちとレスリングだけで捉えてよろしいのかどうかということです。

吉田けさみ委員長 公明党、村田委員。

村田富士子委員 議長の考えに賛成です。レスリングに関して、やはりしっかり調査した上で、それが可能であれば、ぜひやるべきだと思います。

齊藤秀雄副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田委員。

吉田けさみ委員 日本共産党としましても、北朝鮮の核実験というのは絶対に許される行為ではありませんので、和光市議会として決議をするのは賛成です。

オリンピック競技に関しては、意見書としてどうなのかなと、ただ、市民の世論として、やはりレスリング競技をオリンピックでやってほしいんだというような強い意思も含めてあるようでしたら、その辺を調査の上、提案することも定かではないとは思いますが、ちょっと議員団のほうとも相談しないと、これはわからないです。すみません。

吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、並木議員。

並木修二委員外議員 決議については問題ないと思います。ただ、意見書の提出については、確かに和光市にメダリストが来たというのは事実であるが、特定のスポーツだけを取り上げてどうこうするということは、今度、ほかのスポーツをやっている人にとってはマイナスになるということを考えると、ちょっと首をかしげます。

吉田けさみ委員長 金井議員。

金井伸夫委員外議員 北朝鮮の決議に関しては賛成です。レスリングについては、提出先が難しいのではないかと思いますので、これはやはり、よく検討されたほうがいいんじゃないかと思います。

吉田けさみ委員長 それでは、議長のほうから提案されました2件のうち、北朝鮮の核実験に抗議する決議、これについては提出をしていきたいと思えます。案文については、後ほど議運でもう一度諮っていくという形で、よろしく願いいたします。

次に、今議会に係る事項について、議長から報告があります。

議長。

菅原満議長 2点ございます。

1点は、東日本大震災から2年が経過いたします3月11日月曜日、一般質問の第2日目となりますので、14時46分に全ての被災者の方々に対して、黙禱をささげるということで御了承をいただきたいということでございます。

それから、もう1点は、執行部側から職員の研修計画に基づく研修の一環として、入庁2年目の職員に対する議会見学の依頼がございました。見学は一般質問の4日間で、何人かに分けて行うこととされております。一般傍聴者の方に迷惑とならないよう、研修中の名札を着用し、傍聴席の後方になるか、迷惑にならない場所で行うということで御了承をいただきたいということでございます。

以上、2点です。

吉田けさみ委員長 ただいまの報告につきましては了承したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、次に特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。今議会における議員提出議案について、議長より提案があります。

議長。

菅原満議長 専決処分事項の指定について一部を改正する必要が出ております。地方自治法の改正に伴う条ずれで、第4号中、地方自治法第243条の2第4項を第243条の2第8項に改正するものでございます。地方自治法に伴う条ずれということでございます。

吉田けさみ委員長 ただいま、議長から提案がありました件につきまして、議案ができ次第、次の議会運営委員会において確認したいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、特定事件4、特別委員会の設置及び変更に関することについて、議長から提案があります。

議長。

菅原満議長 今回も一般質問で出ているのかなと思えますが、執行部が、平成24年度でありますけれども、学校建設に関して組織編成を行っております。平成26年度及び平成27年度に学校建設工事、時期等はまだ未定ですけれども、小学校建設準備委員会の立ち上げなどの予定についても、12月の定例会等でやりとりがございました。議会としても学校建設及び適正な配置を目的としたことに関しまして、全議員を委員とした特別委員会を設置して、進行状況につい

て、確認、審査することについて御協議をいただきたいと思います。

といたしますのも、閉会中に審査ができるように継続審査とし、適宜、執行部から進捗状況の報告を受けるなど、学校建設の状況を議会として情報を把握してはどうかというものでございます。現在は、一般質問の機会を捉えて確認していただくだけでありますので、全員で共通した情報をきちんと適宜、執行部側から受けるということを目的とするものであります。その点について、設けるかどうか。また、人数は、全員で特別委員会を設置したほうがいいのではないかとということで、私から御協議をお願いしたいということでございます。

吉田けさみ委員長 ただいま議長から、特別委員会の設置という提案がありました件につきましては、持ち帰っていただいて、会派で協議をしていただいた後で、次の議会運営委員会において協議したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、特定事件8、その他議会運営に関することについてです。

まず、議会報告会について確認です。今議会では、常任委員会において平成25年度当初予算等を審査するため、その概要を中心とした3月定例会の結果について、議会報告会を開催することとなりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、次回の議会運営委員会で、議会報告会の日時、場所等の具体的な内容について協議したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、議員研修会についてです。去る2月6日に予定しておりました、東京ガス見学の議員研修会は、降雪のため見送りしたところでした。この東京ガス見学の研修会について、議長から提案があります。

議長。

菅原満議長 2月6日は降雪で見送りいたしました。先方である東京ガスと調整をしたところ、3月25日月曜日が実施可能ということでございました。今年度最後の研修会としているために、実施について御協議をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

吉田けさみ委員長 それでは、ただいま議長から、東京ガスの見学研修会についての提案がありましたけれども、議員から御意見ををお願いしたいと思います。

新しい風、猪原委員、いかがでしょうか。

猪原陽輔委員 3月25日の実施でいいと思います。

吉田けさみ委員長 異議のある方はいらっしゃいますか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、東京ガスの議員研修会は3月25日月曜日に実施したいと思いますのですが、よろしいで

すか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長。

菅原満議長 ありがとうございます。

それでは、詳細について、決定いたしましたら、また御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

吉田けさみ委員長 次に、その他として、政務活動費マニュアル案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長。

松橋議会事務局長 それでは、政務活動費マニュアル案について御説明させていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成24年法律第72号ですが、附則第1条ただし書の規定によりまして政令で定める日、施行日が3月1日と確定したことを受けまして、政務調査費を政務活動費に改正し、マニュアルを改定するものでございます。

和光市議会の使途基準につきましては、地方自治法の一部改正後も、これまでの支出の基準を踏襲するということを確認してございますので、前回の議会運営委員会でお示しし、確認した、支出できない具体的な例を追加してございます。今後、政務活動費は、このマニュアルに基づいて支出をお願いしたいというところでございます。

また、政務調査費の交付に関する規則につきましては、地方自治法の一部改正の施行日が3月1日に確定したものですので、それに伴いまして改定いたしまして、政務活動費の交付に関する規則を公布いたしますので、マニュアルもあわせて改定したいと考えてございます。

3月1日以降に政務調査費及び政務活動費の収支報告書等の提出について通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

吉田けさみ委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、内容は、これまで議員全員で決めたものを代表者会議や議会運営委員会で確認し、まとめたものとなっています。今後は、政務活動費マニュアルを活用していくことといたします。

よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

これに関して、議長から発言があります。

議長。

菅原満議長 政務活動費は、議員が使用するということを前提として、和光市では政務調査費を運用してきましたし、政務活動費についても、それを引き継ぐということで確認をいただいております。支出などについて確認、協議をする場合は、今後も議会運営委員会で適宜、協議をしていただきまして、確認を行っていただければと思います。

なお、平成24年度分については、政務調査費と政務活動費があり、ちょっと繁雑になりますが、分けて提出することとなりますので、よろしくお願いいたします。

吉田けさみ委員長 この件についてはよろしいかと思しますので、そのようにしたいと思います。

次に、議会ポスターについて、今議会のポスターをホワイトボードに掲示してありますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、各担当のエリアに掲示のほど、よろしく願いいたします。

休憩します。（午前10時54分 休憩）

再開します。（午前10時56分 再開）

次回の議会運営委員会は、3月1日金曜日、本会議終了後に開催いたします。

そのほか、ございますでしょうか。

議長。

菅原満議長 ポスターにあるとおり、一般質問は4人、4人、4人、3人で行いますので、お願いいたします。

それから、見積書のCDを配付いたしましたが、くれぐれもこれは審査の用に供するためですので、取り扱いには十分御注意ください。一般に広く配布するなどということは絶対しないでいただきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

それから、議会報告会の日程ですけれども、ことし、ゴールデンウィークが5月2日から始まると、3日、4日、5日、6日は4連休になります。4月27日は土曜日ですが、27日、土曜日、28日、日曜日、29日、月曜日は一般的にはお休みになりますが、従来ゴールデンウィークですとか休日等も議会報告会をやっております。会場を中央公民館とした場合、今現在、27日の土曜日にやるとすると、午後から夜まであいていて、午前中は予約が入っております。28日、29日の日曜日、月曜日は、全日大丈夫ということで伺っております。

吉田けさみ委員長 休憩します。（午前10時58分 休憩）

再開します。（午前11時03分 再開）

それでは、議会報告会につきましては、会派で協議していただくわけですが、4月27日土曜日、夜ということで御協議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時03分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 け さ み